

## 鳥取県社会福祉・保健サービス評価事業評価機関認証要綱の一部改正

鳥取県社会福祉・保健サービス評価事業評価機関認証要綱（平成 16 年 10 月 1 日制定）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>第 1 条 略</p> <p>(評価区分)</p> <p>第 2 条 この要綱に基づいて認証された評価機関は、次の各号に掲げる区分ごとに評価を行うことができるものとする。</p> <p>また、第 1 号キに掲げる通知に基づき認証を受けた評価機関は、同号キに掲げる通知に基づく評価を行うことができるものとする。</p> <p>(1) 福祉サービス第三者評価（次に掲げる通知に基づく評価）</p> <p>ア～カ 略</p> <p>キ 「社会的養護関係施設における第三者評価及び自己評価の実施について」<u>（令和 7 年 3 月 31 日付こ支家第 154 号こども家庭庁支援局長通知）</u></p> <p>(2) 略</p> <p>第 3 条～第 13 条 略</p> <p>(様式第 1 号)～(様式第 4 号) 略</p> <p>附 則 略</p>	<p>第 1 条 略</p> <p>(評価区分) (評価区分)</p> <p>第 2 条 この要綱に基づいて認証された評価機関は、次の各号に掲げる区分ごとに評価を行うことができるものとする。</p> <p>また、第 1 号キに掲げる通知に基づき認証を受けた評価機関は、同号キに掲げる通知に基づく評価を行うことができるものとする。</p> <p>(1) 福祉サービス第三者評価（次に掲げる通知に基づく評価）</p> <p>ア～カ 略</p> <p>キ 「社会的養護関係施設における第三者評価及び自己評価の実施について」<u>（平成 30 年 3 月 30 日付子発 0330 第 8 号、社援発 0330 第 42 号厚生労働省子ども家庭局長ほか 1 局長通知）</u></p> <p>(2) 略</p> <p>第 3 条～第 13 条 略</p> <p>(様式第 1 号)～(様式第 4 号) 略</p> <p>附 則 略</p>

附 則  
(施行期日)  
この要綱は、令和 7 年 8 月 20 日から施行する。